

## 浅口市議会 平成29年第2回 6月定例会 - 06月06日-03号

### 桑野議員質問と当局答弁（会議録から抽出）

P.65

◆8番（桑野和夫） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険制度についてお聞きをします。

社会保障費の削減を掲げる安倍政権のもと、公的医療や介護保険制度が根底から変質される改悪が次々に具体化をされております。そうした中で、格差と貧困も拡大をしております。今回質問します国保の都道府県単位化も、私はその一環だと考えております。

まず、都道府県単位化によって国保がどう変わるのか、わかりやすく説明をお願いをしたいと思います。

P.65

◎生活環境部長（原田尚文） それでは、失礼いたします。今、国民健康保険制度についての御質問でお答えをいたします。

まず、来年の4月、これから国保が都道府県で単位化されるということでございます。この質問でございますが、御存じのとおり国民健康保険法等の一部を改正する法律、これが平成27年5月29日に公布されました。平成30年4月1日から施行される予定でございます。これに伴いまして、国保制度の安定化を図るために、都道府県が保険者に加わって国保財政の中心的な役割を担うということになります。保険給付の増加や保険料の収納不足により財源不足になった場合に備えて、一般財源からの財政補填等を行う必要のないように県のほうが30年度から財政の安定化基金等を設置いたしまして、市町村が無利子で借りれるというようになってきます。こういう点が少し変わってくるという点でございます。

それで、市町村につきましては、今までどおり保険給付、それから保険料率の決定、それから資格管理や賦課徴収等の業務を行いますので、市民皆様への行政サービスの内容についてはほとんど変わりはありません。また、県につきましては、医療費水準とか所得水準を考慮いたしまして、市町村ごとに納付金、それから標準保険税率を県のほうが決定をいたします。市町村は、そういった県から示された標準の保険税率、こういうなものを参考に、保険料の料率を市のほうで決定をし、今までどおりの賦課徴収を行い、その後納付金を県へ納めると、こういう形になってまいります。

以上でございます。

P.66

◆8番（桑野和夫） ただいま説明がありました。来年4月からは、国保の保険者が都道府県と市町村になるということでありました。しかし、説明がありましたように、共同運営と言いながらも国保のさまざまな実務、そして賦課徴収、給付、健診といった実務については、これまでどおり市町村が行うということになるんだと思います。

それで、今までと一番の違いは、国保の財政運営が市町村から県に移行しますから、つまり県が財布を握り、県が大きな権限を持つということになるんだと思うんですけども、それで間違いありませんか。

P.66

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。今議員さんのおっしゃられたとおり、この法律の施行によりまして県が財政主体を握るという形になって、国保がそういうふうな形になって変わっていくということでございます。

P.66

◆8番（桑野和夫） その上でお聞きしますが、現時点での岡山県と浅口市の都道府県単

位化に向けた準備の状況について、どこまでできているのかお聞きをしたいと思います。

**P.66**

◎生活環境部長（原田尚文） 失礼いたします。現時点での県、それから市の準備状況についてという御質問でございます。

昨年度から県とそれから国保の連合会、それから市町村、この担当課長等が中心メンバーとなりまして、岡山県の国民健康保険の運営方針等の連携会議、これを立ち上げております。そして、平成30年度以降の国保の安定的かつ円滑な運営を図るために、各市町村の意見を集約するとともに、国保財政や国保の運営方針等についての協議を重ねているところでございます。昨年度はこの連携会議を3回実施いたしまして、本年度はあと4回の会議を予定しているということでございます。

また、この連携会議の議題のたたき台を作成するために、国保の財政の作業部会、それと国保の運営方針等の作業部会、この2つの作業部会、これを立ち上げておりまして、これも平成28年度までで合わせて19回の会議を行っており、納付金とか、それから標準保険税率等についての議論を行っているところでございます。このほかに、県は国から配付されております納付金等の算定システム、これを活用して納付金とか標準保険税率の算定のシミュレーションを行っております。

県も、県として、そして国民健康保険の運営協議会、これも立ち上げているところでございます。市といたしましては、この県の単位化に対応するために電算のシステムを改修したり、そして県が納付金を算定するために必要な資料の提供、所得情報とか被保険者数、いろいろな情報でございますが、これを提供しております。そして、広域化に向けて担当者会議への出席など、これを行いまして準備を進めているところでございます。

以上でございます。

**P.67**

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。一定の準備が進んでいるようでありますが、納付金と標準保険料率についてお話がありましたので、確認をしたいと思います。

まず、納付金になりますが、これは岡山県がそれぞれの市町村の医療費水準、それから被保険者の所得水準、被保険者数を指標に県が算出をします。それで、問題なのは、この市町村はこの納付金を県に100%払うことが義務づけられます。たとえばたとえ滞納者がふえて保険料の収納額が予定を下回った場合でも、執行猶予とかあるいは減額は認められません。その場合は新設される、先ほど話がありましたが、県の財政安定基金から貸与を受けるように指導がされます。あるいは、市町村の基金で穴埋めをする、または一般会計から法定外の繰り入れをして穴埋めをする、このようになります。いずれにしても、年貢のようなものになる納付金を100%県に納めるために、余裕のない会計になることが予想されます。

次に、標準保険料率であります。今までの保険料の決め方は、市町村が実績に基づいて1人当たりの医療費をはじいて、それを被保険者数の人数に掛けて総額を出します。それから、そこから県や国の交付金を差し引いて、その中で保険料を決めておりました。それが余りにも高ければ、政治判断も含めて基金を崩したりしながら一定の水準を、税率を決めるというふうなやり方を今まではしておりました。来年4月からは、各市町村の医療費を使うものは岡山県がやります。そして、その上で県は市に対して標準保険料率を示します。市町村は、それを参考に保険料を決めます。こういうことになりましたが、これで間違いありませんか。

**P.68**

◎生活環境部長（原田尚文） 先ほども申しましたが、法律が改正されて県の方へ財政主体が移るということでございまして、県の方も国からの納付金の算出システム、これを活用いたしまして計算をいたします。そして、各市町村ごとに納付金を県のほうで決定をし、さらに標準保険税率を、それも決定して、市町村はその納付金を提示されましたら、今議員さんが言われましたとおり、この納付金を県に納めるということになるようになります。

以上です。

P.68

◆8番（桑野和夫） 確認をしました。

その上でお聞きしますが、浅口市の納付金と標準保険料率は幾らぐらいになるのか、お聞きをしたいと思います。

P.68

◎生活環境部長（原田尚文） 納付金と標準保険料率でございますが、見込み額ということでございますが、ことしの秋口になると思うんですけども、納付金と標準保険料率の算定のために市町村の基礎ファイルを県に提出いたします。それをもとに、県から秋口には見込み額が提示されるのではないかと、このように思っております。

以上です。

P.68

◆8番（桑野和夫） わかりました。納付金と標準保険料率の問題点についてお示しをします。

まず、納付金ですが、繰り返しになりますが、市町村が県に100%の上納が義務づけられております。ですから、どうしても市町村は収納率の向上に躍起になってくると思います。こうしたことで、滞納者への差し押さえやあるいは保険証の取り上げ、こういうふうに収納体制の強化になってくる可能性があります。さらに、どういうことが多いかといいますと、納付金よりもかなり割増しの賦課総額にして保険料を計算し、例えば9割の収納率でも10割の納付金が払えるようになる、要するに保険料が上がる可能性があると考えられます。

それから、標準保険料率ですが、これは保険料率の高い低い医療費の高い低いによって連動してまいります。ですから、県は市町村に対して医療費の削減に強力に圧力をかけてくる可能性があります。これによって、市民の健康に影響が出ると考えております。これについての見解はあるでしょうか。

P.69

◎生活環境部長（原田尚文） 今言われましたように、納付金につきましては県のほうがシミュレーションをして提示してくるということございまして、決定してくるということございまして、それについて市町村は、今議員さんがおっしゃられたとおり国保税を今までどおり皆さんにお世話になっていただきまして、それからもしその国保税だけでも足りない場合は、国保会計の中にございます繰越金、それから別途市で基金を積み立てておりますけども、それを活用して納付金を納めなくてはいけなくなるということになると思います。

ですが、この前もお話ししましたように、当面の間は今の税率で、標準税率が幾ら示されようとも、当面の間は今の現状維持のままの税率で考えておりますし、それに見合うかどうかわかりませんが、繰越金と基金については、27年度末ぐらいで繰越金については3億4,000万円弱ぐらい、それから基金については1億2,000万円弱ぐらいのまだ残がございますので、それを活用させていただきまして、なるべく国保の皆様には御負担がいかないようにと考えておりますので、よろしく願いいたします。

P.69

◆8番（桑野和夫） 将来の税率の話が出ましたが、もう少し確認をしたいと思いますが、高過ぎる国保税を下げたいという立場で質問しますが、前提としまして、今の国保財政の危機は国が国庫負担を大きく下げたことに最大の原因があります。そのことで、全体として収入の少ない人の加入者が多いにもかかわらず保険料が高いという国保の構造的矛盾を生んでおります。

国保の都道府県単位化に話を戻しますが、岡山県は保険料の試算を公表していませんが、公表している幾つかの都道府県では全体として保険料が上がるという傾向が出ております。そこで、保険料を下げるための一つの措置として、一般会計から国保の特別会計に法定外繰り入れをする方法があります。浅口市は今のところ実施をしておりますが、県下の、例えば倉敷市などを含めて自治体で実施をしております。浅口市がやるかやらないかは別としまして、一般論としてこの繰り入れは都道府県単位化後も可能なかどうか、お答え

をお願いします。

P.70

◎生活環境部長（原田尚文） 今議員さんがおっしゃられました国保会計への一般会計からの法定外の繰り入れということでございます。これにつきましては、法律等の規定もございませんし、それから市町村の判断によるのではないかと私は理解しております。

P.70

◆8番（桑野和夫） 法定外繰り入れは可能だという見解が示されました。私も可能だと思っております。そうであるならば、浅口市でも高過ぎる国保税を下げるためにこの法定外繰り入れを実施をしてほしいと思いますが、見解をお願いします。

P.70

◎生活環境部長（原田尚文） 浅口市での国保会計への一般会計からの法定外の繰り入れということでございますが、今先ほど私も申し上げましたとおり、現在繰越金と基金等で、繰越金が3億4,000万円弱、それから基金もございますので、何とかこれを活用させていただきまして、現在の保険料率で当面の間はやっていけないのではないかと思いますので、法定外の繰り入れにつきましては今のところ考えておりません。

以上でございます。

P.70

◆8番（桑野和夫） 部長からは保険料率については現状維持でいけないのではないかとこの判断がされました。

重ねて、市長にお聞きしますが、私はちょうど1年前の昨年6月議会で市長の任期中には国保税を上げないでほしい、こういう質問をしました。これについて、市長の答弁は、医療費の推移が現状程度であるならば、据え置くことは可能であると思っていると答弁をされております。来年4月から国保の都道府県単位化を目前にした現時点でも、市長の判断としてこういうお考えに変わりはないか、お聞きをしたいと思います。

P.71

◎市長（栗山康彦） それでは、国民健康保険制度全般についてお答えをさせていただきます。

都道府県の単位化につきましては、先ほど部長が申し上げたとおりでございます。広域化によりまして国保の安定的な財源が確保され、財政規模の強化が図られると期待すると同時に、県に対しては必要なことは物申していき、目の前に迫っている広域化に向け準備を進めてまいりたいと思っております。

また、一般会計からの繰り入れなどによる国保税の引き下げにつきましては、平成28年6月議会で先ほど言われたお答えをいたしましたけれども、普通交付税が段階的に縮減されており、また一般会計の財政運営は非常に厳しさを増すことが予想されております。ということで、法定外繰り入れなどの国保会計への財政支援は困難であるというふうに思っております。部長が申し上げましたように、基金や繰越金等々の活用もしながら、現在のような水準で医療費が推移したとするならば、当面は国保会計は現状維持で、国保会計は運営していけないというふうに考えております。

以上でございます。

P.71

◆8番（桑野和夫） ぜひ国や県に対して必要な要望もしていただいて、命と暮らしが守れる国民健康保険制度の実現に引き続き努力をしていただくことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次に、介護保険制度についてお聞きをします。

利用者本位という声で始まった介護保険制度に、地域の支え合い、こういう言葉が盛り込まれております。保険だけでは手が回らないので地域で面倒を見なさい、これが国の本音だと私は思っております。制度開始時の約束とは大きく異なる介護保険制度になろうとしておりますが、この4月から制度が大きく変わっております。どう変わったのか、まず



お聞きをしたいと思います。

P.71

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、失礼します。ことし4月からスタートいたしました総合事業についてお答えをいたします。

総合事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業のことで、65歳以上の全ての人を対象に市が行う介護予防事業のことで、総合事業では、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができるようになり、介護予防に取り組むことで自立した生活を続けていくことを目指しております。

制度的に大きく変わった点は、今まで要支援1、2の認定を受けた方が利用する訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）について予防給付によるサービスから浅口市が行う事業に移行されるということです。具体的にどのようになるかと申しますと、大きく分けて3つのサービスがございます。

1つ目は、訪問型サービスです。訪問型サービスには2つありまして、従来の訪問介護と同じサービスを受けることができる総合事業訪問サービスと、例えば退院直後や体調変化で一時的に支援が必要な場合に継続して、上限は6カ月間で24回までとしておりますが、日常生活を送る上での援助を受けることができるお元気訪問サービスがあります。総合事業訪問サービスは従来と同じサービスなので、みなしといいます。また、お元気訪問サービスは緩和というふうにあります。

2つ目は、通所型サービスです。通所型サービスにも2つありまして、従来の通所介護と同じサービスが受けられる総合事業通所サービス、これもみなしといいます。そして、日帰りで介護予防としての運動機能や生活機能の向上を図るためのサービスを受けることができるお元気通所サービスがあります。これも緩和といいます。

総合事業を利用する有効期間は、基本的に2年間としております。なお、利用者負担につきましては、みなしの場合には従来と同じ、1カ月当たりの負担として利用額の1割または一定以上の所得がある方は2割負担になります。緩和につきましては、利用1回当たり利用料は幾らと決まっております、お元気訪問サービスで生活支援が1回200円、身体介護が1回230円となっております。また、お元気通所サービスは1回300円としております。

3つ目は、生活支援サービスといいます。これは、利用者負担のない事業で、ごみ出しや掃除、買い物など軽微な支援を行いますみんなで支え合い生活支援サポーター事業、みなサポといいます。これと配食事業者がお弁当を配達するときに高齢者の安否確認を行う高齢者給食サービス事業があります。

以上のようにサービス内容がふえて、利用者の方は自分に合ったサービスを選択することができるようになりました。

以上です。

P.73

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。説明をしていただきました。

要支援1、2の人が非常に変わってくるわけですが、その人への説明については、個々にケアマネジャーがやっていくのか、それとも全体的に何かそういう説明の場があるのかどうか含めて、どうされるのかお聞きします。

P.73

◎健康福祉部長（高倉道雄） 現在、要支援1、2の認定を受けられておる方につきましては、必ずケアマネジャーがついておりますので、ケアマネジャーのほうから説明をさせていただきます。

以上です。

P.73

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。数値的な問題をお聞きしますが、今年3月末現在の要支援1、2の人が何人おられて、4月以降総合事業に変わってきておりますが、順番に、どれぐらいの変化をしているのか、わかれば教えてください。

P.73

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、平成29年3月末の要支援1、2の認定者数につきましてお答えします。

要支援1の方が326人、要支援2の方が325人でした。合わせて651人ですが、その中でサービスを使われない方が216人いらっしゃいました。4月1日以降、何人が総合事業を利用しているかということでございますが、4月、5月に介護認定審査会を行った方で、要支援1、2の判定が出た方は95名いらっしゃいます。その中で、総合事業訪問サービスを利用されている方が2人、それから総合事業通所サービスを利用されている方が24人、それからみなサポを利用されている方が17人になります。また、介護申請ではなく総合事業の相談として対応した方が6人いらっしゃいました。

以上です。

P.73

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。4月以降、先ほど総合事業に移行した人の数字が示されましたが、移行をした後サービスの低下にはなっていないかどうかお聞きをしたいと思います。

P.74

◎健康福祉部長（高倉道雄） 現時点でサービスの低下になっていないかということでございますが、現在要支援で訪問介護または通所介護を利用している方につきましては、介護認定の更新の時期に地域包括支援センターの担当のケアマネジャーから総合事業について説明を、先ほど申しましたとおりにしております。また、更新時期は来ていなくても利用者の方から相談があった場合には総合事業の目的や内容、手続等を説明させていただいております。今までどおりのサービスを利用されたい場合は、引き続き同じサービス、みなしを利用することができますので、サービスの低下ではなくて、先ほども申しましたとおり自分に合ったサービスを選択することができるようになったと解釈をしております。

以上です。

P.74

◆8番（桑野和夫） それから、総合事業の中身についてお聞きします。

先ほど説明がありましたように、訪問型サービスについては社会福祉協議会に委託をして包括支援センターと連携をして事業が行われている、主には、ようであります。問題は通所型サービスだと思うんですけども、これは今の時点で十分受け皿といいますか、そういう整備ができていますのかどうかお聞きをしたいと思います。

P.74

◎健康福祉部長（高倉道雄） お元気通所サービスのことを言われたのかなと思いますが、みなしにつきましては、従来どおりの事業所が受け持っていていただいております。お元気通所サービスにつきましても、7事業所が協力できるということでお話をいただいております。

P.74

◆8番（桑野和夫） それから、もう一点気になることをお聞きしたいと思いますが、4月以降も介護保険の申請をして要支援の認定を受ければもちろん1割か2割の利用料は要りますが、介護保険を利用した介護予防サービスができると思います。この申請の権利については、介護保険の申請の権利です、これについては先ほどのお話ではしっかり権利を保障されているというふう思うんですけども、それに間違いありませんか。

P.74

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、介護認定申請の権利ということでお尋ねでございます。

4月1日から、介護の相談に来られた場合は、まず介護予防・生活支援サービス事業受け付け表というものを書いていただきます。名前、性別、生年月日、介護認定があるかなにかを記入して、どういうことに困っているかを書いていただきまして、本人の状況をチ

チェックして今使っているサービス等も記入していただきます。例えば、本人の状況で手足に麻痺があるかとか、物忘れがひどく日常生活に支障があるかなどの該当があれば介護申請になりますし、該当がなくても本人様が介護申請を希望する場合は申請を受けております。

なお、介護申請をされない場合、さらに基本チェックリストというものがあまして、25項目の簡単な質問にお答えいただきます。その結果をもちまして、生活機能の低下が見られた方は、地域包括支援センターのケアマネジャーが本人や家族の方と相談をして、本人様に合ったケアプランを作成し、総合事業を利用していただくこととなります。

以上のように、介護認定申請の権利は保障されているというふうに思っております。

#### P.75

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。それで、今後のことについてお話をしたいと思いますが、今後の介護保険の議論ではいつも、国などは自助、共助が強調されます。もちろん地域の方の善意が大事ですが、なかなか地域の実態は厳しいものがあると考えております。例えば、介護の担い手とされる元気な、そして余裕のある高齢者はそうたくさんいないと思います。定年後も働く人はふえ、また身内の介護に忙しい人もおられます。そしてまた、各地で自治会の加入者は減り、民生委員のなり手も不足をしております。

地域の取り組みは大変貴重ですが、支えているのは地域の方々の善意とやりがいであり、善意を制度化するのはなかなか大変であります。そのために、公助も今まで以上にしっかり役割を果たすべきだと思っております。

浅口市は、この介護要支援1、2の人が651人おられます。そういう意味では、高齢者全体がよく見えますので、きめ細かいケアができていますんだと思いますけども、しかし今後はボランティアの方の教育を含めて困難な面も出てくると思いますが、そのあたりの見解を部長、そして市長にお願いしたいと思っております。

#### P.75

◎健康福祉部長（高倉道雄） それでは、高齢者の命と暮らしを守るということで御質問でございます。

先日、市の地域包括支援センターの運営協議会を開催いたしまして、平成28年度の事業報告をさせていただきました。その中で、高齢者の方に関するさまざまな相談というのがありますが、それが年間で4,300件ございました。月平均にしましても350件を超えております。その中で、認知症に関する相談が1,174件で一番多く、次に介護予防の相談で874件、その次が虐待、権利擁護に関する相談で802件と続きます。特に、認知症と虐待、権利擁護の相談が急激にふえておりまして、担当職員が関係機関と連携をとりながら対応に当たっております。

独居の高齢者や高齢者のみの世帯も年々増加している状況にありまして、皆様からの御相談等には迅速に対応できるようにこれからも職員一丸となって対応してまいりたいというふうに思っております。あわせて、民生委員、児童委員の皆様を初め、地域の皆様と連携を図り、高齢者福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### P.76

◆8番（桑野和夫） 市長の全体的な見解があればお願いします。

#### P.76

◎市長（栗山康彦） それでは、介護保険全体についてお答えをさせていただきます。

浅口市の高齢化率は年々上昇していますが、要介護認定率は横ばい状態を維持しております。これは、岡山県内でも非常に低く、その原因は、市民の皆様の健康に対する意識が高く、そして市が行うさまざまな介護予防事業に多くの方が参加されているからではないかなと考えております。さらには、社会福祉協議会が行う地区のサロンも介護予防に大いに役立っております。

また、浅口市は医療、介護、看護、福祉、そして地域の連携体制が構築されており、要介護状態の方の重症化を防止している点も大きいと思っております。高齢者の命と暮らしを守る

ことは第2次浅口市総合計画の第3章、生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実という施策にあるように、介護予防事業の推進や住みなれた地域で安心して生活できる地域づくりを推進することです。超高齢化社会を迎えるに当たり、地域が持つ資源を最大限に生かし、高齢者を支えていくことが重要であろうかと思えます。また、この4月から地域包括支援センターを一つの課として独立させ、高齢者の支援体制を充実いたしました。

また、私はいつもいろんなところに出向いて行った際に口にしていることがあります。それは、年をとって体が動かなくなった、足腰が痛くなって本当に不自由になった、そういったときに住みにくい浅口市にはしたくない。高齢者福祉、厳しい財政のもとではありませんけれども、しっかり頑張っていかなきゃいけないということを常々口にいたしております。これからも、高齢者の皆様が安心して暮らせる浅口市のために、全力を注いでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

P.77

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。ぜひ憲法25条に沿って健康的な暮らしができるよう、時には県や国に対して注文もつけながら、介護難民をつくらないように引き続き御努力をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

最後に、JR金光駅周辺整備事業について、加えて関連することについて質問をさせていただきます。

まず、この整備事業であります。現在里見川沿いにある駐輪場の西側が撤去をされ、桜の木も一部撤去されておりますが、今後の工事の内容とスケジュールはどうなるのかお聞きをしたいと思います。

P.77

◎産業建設部長（松田勝久） それでは、金光駅周辺整備事業の今後の工事計画についてお答えをいたします。

この事業につきましては、昨年10月28日に市議会で議決をいただきまして、JRと工事協定を結んでおります。先ほど議員さんおっしゃいましたように、市側の工事としては駐輪場の一部、それから桜、樹木などの支障物の撤去を行いました。これは5月末で一応完了いたしております。JR側の工事でございますが、これ今現在駅の構内において準備作業が進められていると、こういうふうに聞いております。

今後のスケジュールでございますけれども、JR及び関係機関と詳細な工程協議を行いながら事業を進めていく予定でございますが、本年度の中ごろには目に見えて本格的な工事の着手になるかと、こういうふうに思っております。来年度には南口の待合所の建設に着手をいたします。南口の完了の後に北口の整備を行う予定で、全体といたしましては合併特例債の期限であります平成32年度末までに完了を目指しております。

以上でございます。

P.78

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。この整備事業であります。相当お金がかかるわけですが、引き続き無駄を省いて効率的な事業にしてほしいと思えます。

質問を変えますが、里見川沿いにある駐輪場あります。先ほど説明がありましたように管理室からいうと西側が撤去をされております。そして、加えて4月と10月には金光教の大祭がありますから、この期間は中央の駐輪場が使えなくなります。そうすると、使えるのは東側だけになります。この対策についてはどうお考えかお聞きをしたいと思います。

P.78

◎産業建設部長（松田勝久） 駐輪場の対策についてでございます。

御指摘ありましたように、現在西側の駐輪場の一部を撤去いたしております。利用者の方には大変御迷惑をおかけしているところでございますけれども、御指摘のように金光教の大祭のときにはこの西側の駐輪場を利用していましたが、工事期間中は利用できなくなります。また、中央の駐輪場も、これは来年度になりますけれども、中央の駐輪場も来年度撤去いたします。



この対策といたしまして、駅周辺で仮の駐輪場を設置をいたします。最も近い場所で工事に支障とならない場所であります小田橋から神影橋の間の北堤防です、里見川の左岸側になりますけども、この上を一時的な仮設の駐輪場にしたいと考えております。現在、関係の機関と調整中でございます。利用者の皆様には大変御不便をおかけすると思っておりますけども、ぜひ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

P.78

◆8番（桑野和夫） ぜひ利用者が不便を感じないように、最大限の努力をお願いをしたいと思っております。

次に、関連する道路の整備についてお聞きをします。

先ほどお話がありましたように、このJR金光駅周辺の整備事業は完了が平成32年度末であります。そうなって、工事が完了すれば南口から改札ができますから、当然里見川沿いの道路など含めて交通量がふえる可能性があります、現在のところ周辺の道路整備の計画があればお示しをお願いしたいと思っております。

P.79

◎副市長（田村諭） 金光駅の整備に合わせた周辺道路の整備の状況、計画についてのお尋ねでございます。

御指摘のように、金光駅の完了後は交通量がかなりふえる、また交通の流れ全体が変わってくるというふうに予想をされます。このために、里見川北堤防場の市道金光宮迫線の一部区間、これを砂郷橋から神影橋までの間については、歩行者等の安全確保の観点から自転車歩行者専用道路にする予定としております。これは、北の堤防の道路ということですが、この間を自転車歩行者の専用道路の予定にしております。

また、駅南口にアクセスする里見川南堤防場の、これは市道金光六条院線でございますが、特にこの道路については交通量の増加が予想をされます。現在、駅南付近では一部道路幅員の狭い箇所がありますが、まずはその区間を拡幅したい、金光駅のすぐ南側でございますが、この部分を拡幅をしていきたいというふうに考えております。金光駅南口へのアクセス道路の全体につきましては、事業完了後の交通の流れや、その交通量などを把握した上で、スピード感を持って検討して対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

P.79

◆8番（桑野和夫） ありがとうございます。御指摘の里見川沿いの南側の道路です、あそこも含めて何か所か狭いところもありますし、それから市営住宅付近の道路では、すれ違いのときに交通事故も起こしうるような箇所がありますので、ぜひ地域の安全のためにも今後十分配慮してほしいと思っております。

市長にお聞きしますが、JR金光駅の整備を含めて、全体的な答弁があればお願いしたいと思っております。

P.79

◎市長（栗山康彦） それでは、金光駅周辺整備事業についてお答えをさせていただきます。

金光駅は、本市の東の玄関口でありまして、にぎわい創出の拠点でもあります。駅周辺整備は、新市建設計画や第2次浅口市総合計画に掲げられた重要な事業であります。市民の皆様も、そういったことで期待を寄せているものと認識をいたしております。今後の工事が順調に進むよう、工程管理をしっかりと行いまして、合併特例債の期限内に完了できるよう、そして工事期間中は駅利用者の方々を初め、周辺の皆様にできるだけ御不便をおかけしないように工夫しながら進めてまいりたいと思っております。また、駅南口の周辺の道路整備につきましては、先ほど申し上げましたように周辺の交通の流れや量を把握し、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

P.80

◆8番 (桑野和夫) ありがとうございました。終わります。